

2 避難所の設置目的

(1) 避難所の種類

区が設置する避難所の種類は、目的別に「一次避難所」「二次避難所」「福祉避難所」の3種類とし、それぞれの設置目的・開設時期・対象者・使用施設については、下表のとおりとする。

区 分	一次避難所	二次避難所	福祉避難所
設置目的	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった被災者に対し、宿泊や給食等の救援救護を実施するために設置する施設	一次避難所に避難した高齢者や障がい者のうち、一次避難所で避難生活を継続することが困難な者を優先的に避難させるために設置する施設	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった高齢者や障がい者のうち、要介護度や障害の程度が高く、一次・二次避難所での避難生活が困難な避難者を避難させるために設置する専用施設
開設時期	発災当初	一次避難所開設後	発災当初
対象者	居住者 在勤・在学者 外出中に帰宅が困難になった者 上記のほか区内に滞在する者 在勤・在学者は、所属する事業所・学校に避難することを基本とする。	次に該当する者を優先的に避難させる。 要介護1から3に認定されている区内の在宅高齢者障がい者 妊産婦、乳児及びその保護者 上記及びの支援者(家族等) 支援者は、原則として、対象者1人に対し1人とする。	要介護4から5に認定されている区内の在宅高齢者障がい者 上記及びの支援者(家族等) 支援者は、原則として、対象者1人に対し1人とする。
使用施設	小中学校、生涯学習センター及び都立学校(別表第1及び第2のとおり)	ひろば館及びふれあい館	高齢者施設(入所・通所)及び障がい者施設(入所・通所)等

(2) 運営基準の適用

一次避難所

本運営基準を適用する。

二次避難所

本運営基準を踏まえ、別途運営基準を定める。

福祉避難所

本運営基準を踏まえ、別途運営基準を定める。